

大磯町下水道条例の一部を改正する条例

大磯町下水道条例（平成 3 年大磯町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「(前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める基準)」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 10 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

平成 23 年 11 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄